

平成31年第2回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成31年2月12日（火）

午後1時30分開会

開催日時	平成31年2月12日	開会 1時30分 閉会 3時21分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	教 育 長 大熊 雅士 教育長職務 代理者 鮎川志津子	委 員 福元 弘和 委 員 岡村理栄子 委 員 浅野 智彦	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 川合 修 生涯学習部長 藤本 裕 庶務課長 三浦 真 学務課長 河田 京子 指導室長 浜田 真二 統括指導主事 平田 勇治 指導主事 田村 忍	生涯学習課長 関 次郎 オリンピック・パラリンピック兼 スポーツ振興担当課長 内田 雄介 図書館長 菊池 幸子 公民館長 西村 直邦 庶務係長 中島 憲彦	
調 製			
傍聴者 人 数	4名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議 案 第 1 号	小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成 3 1 年度教育施策について
第 3	報 告 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成 3 0 年第 4 回小金井市議会定例会について</li> <li>2 小金井市立学校教職員ハラスメント防止要綱について</li> <li>3 平成 3 1 年度小金井市立学校における働き方改革の計画について</li> <li>4 もくせい教室検討委員会報告について</li> <li>5 平成 3 0 年度小金井市小・中学校連合作品展について</li> <li>6 第 1 0 回中学校「東京駅伝」大会について</li> <li>7 平成 3 0 年度「小金井教育の日」について</li> <li>8 平成 3 0 年度成人の日記念行事について</li> <li>9 その他</li> <li>1 0 今後の日程</li> </ul>
第 4	議 案 第 2 号	校長・副校長の任命（転任・新任）に係る内申について

大熊教育長 ただいまから平成31年第2回小金井市教育委員会定例会を開会  
する。

日程第1、会議録署名委員の指名である。

本日の会議録署名委員は、鮎川教育長職務代理者と浅野委員にお  
願います。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

大熊教育長 次に、日程第2、議案第1号、小金井市教育委員会の教育目標、  
基本方針及び平成31年度教育施策についてを議題とする。

提案理由を説明願う。

川合学校 提案理由について説明する。

教育部長 小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成31年度教育  
施策を定めるため、本案を提出するものである。

細部については、担当から説明するので、よろしくご審議の上、  
ご議決賜るようお願い申し上げます。

三浦庶務課長 細部について説明する。

本件については、前回、1月8日に開催された平成31年第1回  
定例会でご協議をいただき、ご指摘いただいた内容を踏まえ、大き  
く3点ほど変更しているので、変更部分を概括して説明申し上げます。

それでは、恐れ入るが、議案第1号資料4、新旧対照表をご覧い  
ただきたい。

1点目は、教育目標の部分である。1ページをご覧いただきたい。  
前回の委員会の中で委員の皆様方より、2段落目の冒頭部分につい  
てご発言をいただいたことから、今回は、「また、教育には」とい  
う形で主語の部分について整理をさせていただいている。

2点目は、教育施策の部分である。3ページをご覧いただきたい。  
1 知育・徳育・体育の推進、(1)学力の向上、ア、教員の授業  
力向上の中、(イ)であるが、前回の協議案では「指導案等を公開  
する」としていたが、こちらも委員の方からご意見をいただき、全  
市に向けて公開する趣旨ではないので、文言を整理するようご発言

をいただいたところである。今回は「指導案等を市内職員間で共有する」という形に変更している。

3点目は、5ページの先頭をご覧いただきたい。こちらもご指摘をいただいた部分であるが、実際の運用と整合するよう、(2) ICT環境の整備の内容を、「PC教室」云々から「児童・生徒用情報端末の台数・機器を更新し、児童・生徒の学習環境の向上及び情報化への対応を推進するとともに、新学習指導要領の実施に向けたICT教育環境の整備を計画的に推進する」と改めている。

その他細部については、漢字の訂正や主語の置きかえ、文言の統一的な修正等を事務局で行わせていただいている。

説明は以上である。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。何か質問、ご意見はないか。

福元委員 前回の教育委員会でのときの検討内容を、しっかりここに反映させていただいて、まとめられているので、これでいいのかなと思う。

鮎川教育長  
職務代理者 同じ感想である。

大熊教育長 よろしいか。  
今後のことを少しだけお話しさせていただきたいと思うが、教育目標本体を今回改定したわけではなくて、その前文を変えさせていただく。来年度いっぱいかけて、今後、小金井の教育目標本体のほうも少し改定をしていけたらいいかなというふうに思っている。そのためには、来年度いっぱいかけて、子どもの実態であるとか、時代の要請等もしっかりと踏まえて、新しい学習指導要領が実施されるときまでには、小金井市教育委員会の教育目標も、検討して、今までのままで良いとなれば、それでいきたいと思うが、検討をしっかり重ねてまいりたいと思っているところである。特に生涯学習に関して、人生100年時代とか、今、生まれた子どもの平均寿命が100歳を超えていると言われていっているわけであるから、そうやってきたときの生涯学習のあり方も本当に考えていかなければいけないと思っているところである。そういう予定であるということの頭の片

隅に入れておいていただければというふうに思っている。

何かあるか。

福元委員

今、教育長のほうから子どもの実態という話があったが、非常に大事な点だと思う。ややもすると、子どもの実態というと、各学校に聞いて、教師の主観的な意見を集めてというようになりがちだが、これから何年も掲げ目指していく教育目標であり、専門的な調査方法というのか、それにふさわしい機関等を考えて本格的な子どもの実態調査をしてほしいと思う。また、そうでなければいけないのではないのかなと思う。

大熊教育長

しかと受けとめたいと思う。しっかりとしたエビデンスが何より大事だと思うので、そういうことを踏まえて検討していきたいと思うが、ほかの方はよろしいか。

浅野委員

では、1つよろしいか。

生涯学習のことについても教育目標に含まれているわけであるが、昨今よく言われる人生100年時代というような現状を踏まえると、いろいろ新しいことを考えていかなければいけないかなと思う。3つぐらいのことを申し上げたいと思うが、1つには、100年時代ということで、例えば60とか65で定年を迎えて、キャリアとしては一旦そこで終わっても、その後の人生は結構長い。人生は1段階のものから多段階のものに今、移り変わりつつあるのではないかなと思う。そういったライフコースの昭和モデルとでもいうのか、そういうものから、もう平成は終わってしまうが、ポスト平成モデルへといったことを踏まえた生涯学習の計画というものがあると望ましいかなと思っている。それが1点目である。

2点目は、キャリアが続いている前半期は、それはそれで今までどおりなのかというと、これも必ずしもそうではなくて、仕事はするんだけど、同時に仕事以外のところに居場所を持つというような生き方がこれから少しずつ広がっていくだろうと思う。例えば、小金井市役所の皆さんもそうだと思うが、市役所に勤めている、でも、土日は例えば地域のスポーツ活動でコーチをしたり監督をしたりするとか、あるいは、よくプロボノと言うが、自分の専門的な知識をボランティア活動で無償で活用するとか、そういったキャリア

を維持する、生涯の前半期においても、職場だけではなくて、複数の場所を持ちながら生きていくということが広がっていくということ踏まえた生涯学習のあり方というものを考えていく必要があります。それが2点目である。

3点目に、人生長くなれば長くなるほど、要するに一つの社会の中に共存している世代の数が増えるということでもある。生涯学習の場が同時に異世代交流とか多世代交流の場になると非常にいいかなというふうに考えている。

以上3点、リクエストを申し上げた。

大熊教育長           ポスト平成モデルと。

大熊教育長           仕事プラスと言いたくなかった。キャリア時代の仕事に何かプラスできる、それから異世代交流、しかと心に受けとめて、皆さん頑張っていたきたい。よろしく願います。

何かつけ足しはあるか。

鮎川教育長  
職務代理者           生涯学習に関して、浅野委員がおっしゃったとおり、定年後だけではなく、子どもたちが学校教育の場ではなく、地域で学ぶこと、そして現役世代の皆様もいろいろな場で学習をすること、子どもから大人までつながっていく学習をできる場所が小金井にはたくさんある。地域のお力をいただきながら、良い生涯学習の場ができるといいと思っている。以前、元生涯学習部長だった渡辺部長から伺った言葉であるが、生涯学習は義務ではないが、するかしないかは市民の力の高さにかかわってくるというお話を思い出した。渡辺元部長の言葉を正しく伝えられていないといけませんが、生涯学習ができる場があること、それが小金井市の良いところである。生涯学習に向かっていく市民の方々が集っているこの地域をいい方向に導くような教育目標ができるといいと思っている。

以上である。

大熊教育長           小金井にはできるという、本当にそう思う。

岡村委員           基本方針4がすごく良くて、学校を良くするためには生涯学習はすごく必要なんだなとつくづく考えさせられた。市民一人一人が生

涯にわたって学ぶことが、次代を担う子どもたちの健やかな成長と社会全体を支えることが伝わった。生涯学習をして、自分の教養が高まると、地域の学校への理解とかがよくなるので、学校の子どもたちのためにも生涯学習をしたほうがいいんだな、みんなで力を入れたほうがいいんだなと考え、本当につくづく基本方針4はすばらしいなと思う。もうちょっと基本方針4で生涯学習と文化・スポーツの振興をやっているということを市民たちに知ってもらいたいなと思った。

大熊教育長

よろしいか。

子どもたちの実態はしっかりと踏まえ、そして今、時代の要請を踏まえながら、1年かけて教育目標を考えていきたいと思う。皆さんの力も必要だと思うので、どうかよろしく願います。

以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りする。議案第1号、小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成31年度教育施策については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

異議なしと認める。本件については原案どおり可決することに決定した。

次に、日程第3、報告事項を議題とする。

順次、担当から説明願う。

初めに、報告事項1、平成30年第4回小金井市議会定例会について報告願う。

川合学校  
教育部長

第4回市議会定例会について、初めに学校教育部のほうから報告を申し上げる。

まず初めに一般質問であるが、通常、議員さん1人当たり、持ち時間1時間で行われるところであるが、第4回定例会では、日曜議会に1人15分の持ち時間と平日の残りの45分に分け行われた。報告事項1資料にあるとおり、日曜議会においては5人の議員さんからご質問をいただき、ご意見等をいただいたので、その主な意見等をお伝えしたいと思う。

1人目の議員さん、吹春議員においては、市内の自転車利用についての質問であった。教育委員会に対しては、小・中学校における交通安全指導の現状について質問があり、市内の小・中学校では毎月1回、安全指導日を設定し、年間を通じて計画的に交通安全に関する指導を実施していることを答弁している。また、議員からは、小・中学生に対してスマホを操作しながらの運転などに対する作文や標語募集など、啓発活動をしてはいかがかという提案に対して、交通安全対策を所管している都市整備部より、ご意見として受け賜わせていただき、効果的な自転車安全利用に関する啓発活動についても今後研究したい旨の答弁をしているところである。

2人目、鈴木議員さんからは、市の差別解消条例を今後、子どもたちにどのように伝えていくのかというご質問であった。まず、差別解消条例の所管である福祉保健部からは、小学校4年生または5年生を想定した冊子1,500冊の作成に、教育委員会とともに内容について連携し取り組んでいる旨の答弁があった。教育委員会としては、冊子を学校の授業で活用し、子どもたちが学びながら小金井市の条例が目指していることについて理解を深めていくことを考えていること、そのために、子どもにとってわかりやすく、また教員が教えやすい書面をつくる必要があり、内容の検討に当たっては大きく3つのことを取り扱うこととしていることとお話した。1つ目は、障害やバリアの問題を自分事として考える。2つ目は、相手の立場に立って考える。3つ目は、自分ができるところを具体的に考える。この3つを取り扱うこととしている。子どもたちは、相手の立場、当事者の目線で物事を見つめ直そうとすることで、今まで当たり前のように思っていたこと、普通と思っていたことが違って見えてくるようになる。これらのことを体験的に学ぶことができるよう検討していく旨の答弁をしている。鈴木議員さんからは、差別解消条例の市の条例の施行を受け、具体的な取り組みがスタートしたことに感銘を受けたとのお言葉をいただいた。

3人目の遠藤議員さんである。子どもたちにさらなる自己肯定感の向上をとという質問である。自己肯定感を高める取り組みについては、児童・生徒がより良くなろうとする自分を感じ、自己を肯定的に受けとめていくという点からも、道徳教育と大きくかかわっていること、小金井の子どもたちが自信を持って生活していくよう、自己肯定感を高める観点からも、道徳科をかなめとした道徳教育のさ

らなる充実を図ってまいりたい旨を答弁している。また、子どもたちは褒められることで自信を持って前向きに取り組めるようになり、認められた子どもは他者をも認め、褒めるようになり、お互いが認め合う好環境が生まれてくると考えていること、そして、子どもを褒める、認めることは、学校だけでなく、家庭でも取り組んでいくことで、相乗効果により子どもの自己肯定感を一層育む旨を答弁している。

4人目のたゆ議員さんからは、学校の体育館・特別教室にエアコンの設置をすべきであるとの質問である。屋内体育館への空調の設置状況は、区部で12.7%、市部で2.9%であること、国や東京都からも特別教室や屋内運動場へのエアコン設置に向けての考え方が示されていることから、教育委員会としてもその動向を注視している状況であることをお話しした。今後については、これまで進めてきたトイレ改修事業と同様に、国や東京都の補助金の活用や、他市の状況や学校施設の現状等を総合的に考慮しながら検討を進める旨を答弁している。

5人目の田頭議員からは、経済課で作成した、香害、においの害のポスターを学校でも張らないか、給食着には柔軟剤を使用しないように周知してほしいとの質問である。経済課で作成したポスターは、主に消費者向けの啓発ポスターであると捉えられていること、校内で来校した保護者がポスターを目にする時間も場所も限定されていること、教育委員会としてはどのように活用できるか検討したい旨の答弁をしている。給食着については、配慮が必要な児童・生徒がいるとすれば、学校全体で対応するし、保護者の方々のご協力をお願いすることがあるかもしれないが、一律に柔軟剤の使用について保護者に通知する考えは現在のところないという旨を答弁している。

続いて、残時間のほうである。残時間では6人の議員さんからいろいろと質問をいただいている。

1人目の小林議員さんからは、小・中学校の特別教室・体育館に冷暖房の早期設置と、いじめ対策について小金井市の対応と条例の設置を急がないかという質問である。エアコンについては、国や東京都において体育館や特別教室のエアコン設置に関する補助制度の補正予算が成立及び成立する見込みの状況であること、特別教室への設置は、今年から3年間の計画で既に整備を進めていることと

なっているが、国・都の補助金が新たにできることから、その活用も含め検討したい旨を答弁している。体育館への設置については、区部や市部の先進自治体を視察し、他市の状況について情報を収集していること、東京都の補助金制度の詳細が示されていない中、その中でできることについて現在、担当のほうで検討を進めている旨を答弁している。

いじめ対策については、教育委員会では早期発見・早期対応に努めていること、また、多摩地域での中学生が亡くなるという事案を受け、教育委員会では市内全小・中学生を対象にSNS利用実態及びいじめに関する調査を実施し、調査結果を各学校にフィードバックし、より一層児童・生徒の指導に活用したい旨を答弁している。いじめ防止条例の設置については、条例の制定に向けてスケジュールの見通しを立てるとともに、学識経験者や公募市民を含めた検討委員会の立ち上げや、市長部局の協力を得て条例制定の準備を進める考えを答弁している。

2人目の宮下議員からは、SDGsの副教材の中学校での活用や取り組みについての質問であった。誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現というSDGsの理念や取り組みは、学校教育においてもさまざまな場面で取り上げられており、教育活動の社会科では国際機関の働きや国際社会におけるさまざまな課題、日本が果たす役割など、また理科では生物と環境、自然の恵みと災害など、それと生徒会の取り組みではユニセフの募金など、このようにさまざまな場面で取り上げていることをお話ししている。ユニセフが策定している「私たちがつくる持続可能な世界～SDGsをナビにして～」のリーフレットは、中学3年生の副教材として配付されており、教育委員会としては、子どもたちが持続可能な社会について主体的に考えるよう、SDGsの副教材の活用を推進してまいりたいという趣旨を答弁している。

3人目の白井議員は、なぜ小学校のトイレの3Kは改善されないのかという質問である。児童・生徒からの意見・要望については、保護者から直接要望を受ける事案はないが、校長会からはトイレの清掃や改修に関する要望をいただいている。その中には保護者からの意見も含んでいるものと認識している旨を答弁している。トイレを我慢することについては、子どもに限らず健康上好ましくないこと、またトイレ改修については、現在、和式を洋式に変更するとい

う考え方もあるが、これだけでは臭気対策の効果に乏しい面があり、教育委員会では学校ごとにトイレの質的改善を優先して計画的に取り組んでいること、長寿命化計画においてもトイレ改修は一つの重要な視点と考えていることを答弁している。また、清掃の手段等での対応についても考えてみたい旨を答弁している。

4人目の河野議員である。こちらも体育館の冷暖房設備について長寿命化と施設改修に係る市の方針についての質問であった。国や東京都の補正予算が成立し、リースに対する支援も検討されていることから、先進市の視察や、小・中学校の体育館の構造上の問題や動力電源の確保の可能性、設置後の運用面での課題などについて研究していること、今後、段階的かつ計画性を持った体育館への優先設置に向けて検討を進めたい旨を答弁している。また、学校の長寿命化への建てかえや改修と現在検討されている補助金を活用したエアコン設置が、二重の投資になることを避けた検討が必要である旨の答弁をしているところである。

5人目の水上議員は、防災対策の強化、避難所の充実についての質問で、主に学校災害対策本部、市防災対策本部、避難所運営本部との関係についてのご質問である。避難所の運営と、学校と市や地域との連携がどういうふうになっているのかという内容の質問であった。学校災害対策本部は、学校という一つの事業所における災害対策本部であること、その任務は児童・生徒の保護や施設の管理、復旧計画等多岐にわたるもので、避難所運営組織や市災害対策本部と相互に連携を取り合い、災害対策を進めていくものであるもの、また、災害発生時における職員の動員態勢については、学校防災計画の範囲、動員計画の基本方針の中で災害発生時に参集が可能な教職員を災害対策応急要員として3名以上指名することになっていることなどを説明している。避難所運営協議会の開催については、市内においては2校となっており、第四小学校での取り組みについて毎年頻繁に行われていることを紹介している。議員からは、地域との連携による防災訓練の実施を各学校で行わないかという質問があり、教育委員会としては各学校の実情もあることから、実現に向け、教育委員会から働きかけを行っていきたい旨を答弁している。

6人目、たゆ議員からは、教員の長時間労働の是正のための取り組みについての質問であった。平成30年度の学校における働き方改革の実施計画の取り組みについて説明し、今年度の取り組みの検

証を行い、来年度に向けた実施計画を策定する旨の答弁をしている。

一般質問については以上である。

次に、簡単に、厚生文教委員会、予算特別委員会等の特別委員会、常任委員会についての報告である。

まず、厚生文教委員会については、学校教育部に関する審査はなかったが、所管事務調査、子どもの人権と教育環境においては、白井議員さんから一般質問と同様にトイレの清掃委託と体育館のエアコンの質問があり、それぞれ担当からの確かな答弁を行っているところである。

また、予算特別委員会についてであるが、小金井市一般会計補正予算（第5回）の関係であるが、教育関係予算では、平成31年度の学級数の予測から普通教室の不足が見込まれる2校、三小と東小の普通教室の整備にかかる修繕料の補正と、平成31年度から新たに委託を行う学校施設管理委託料の債務負担行為の設定及び光熱水費削減還元プログラムにかかる経費の増額補正を計上した。質疑の内容は担当のほうでの確かに答弁し、原案可決となっている。

行財政改革推進調査特別委員会については、学校教育部に関する質疑等はなかった。

詳細については、ユーチューブの録画の配信や、会議録もホームページでアップされるので、そちらのほうでご確認をいただけたらと思う。

学校教育部からの報告は以上である。

藤本生涯  
学習部長

平成30年第4回定例会の生涯学習部関係であるが、一般質問のほうについては、日曜議会を含め、主に5人の議員の方から質問をいただいた。

まず、日曜議会のほう、吹春議員からは、貫井北センターの外壁破損状況についての対応ということで質問があった。貫井北センターの北東側の外壁角部の一部にひびが入っていた件については、今回、再度亀裂が発生したという状況であり、前回までは亀裂が発覚したときに応急的に亀裂部分の修繕を行い対応したが、今回は3回目ということもあり、以前からも建築営繕課や施工業者と相談してきたが、原因について探りながら修繕の対応を進めているところである。現在、ひび割れ部分はこれ以上広がらない対応を含めて既に修繕を実施しており、安全上の観点からは、ひび割れに起因して柵

が崩れる、倒れるというような状態ではないということは確認しているところであるが、今後も状況を見ていきたいというふうに回答している。

続いて、一般質問のほう、岸田議員からは、放課後の居場所についてということで、新放課後子ども総合プランについて質問があった。まず、次年度から5か年の実施計画についてはどのようにするのかということ、こちらについては、新たなプランの取り組みについて国が示す指針に基づき、のびゆくこどもプラン小金井の次期計画の改定作業を進めていく中で検討していきたいというふうに答えている。

また、学校の余裕教室についての協議はどうなっているかということについては、今年度から放課後子ども教室、学校関係者及び学童保育関係者による協議会を立ち上げ、より一層の連携を図っている。学校の協力を得ながら放課後の両事業をいかに連携し、充実させていくかなど、今後も協議会を通じて話し合っていく。余暇教室等の使用計画などの公表については、協議事項の一つであり、その中で全体協議を図っていくというふうに答えている。

また、コーディネーターや学習アドバイザーには、ボランティアではなく、仕事量に見合った対価を支払うべきとの質問に対しては、ボランティアの方への謝礼の単価については、他市の状況を勘案しながら検討してまいりたいというふうに答えている。

また、市が民間サービスを積極的に活用すべきではないかという質問に対しては、新プランにおいて放課後子ども教室については大学生、高校生や企業退職者、高齢者などの地域住民の一層の参画促進を図るとともに、子育て・教育支援にかかわるNPOや民間事業者などの参画の促進も掲げられている。現在も、ある小学校区では周辺の大学のさまざまな国の留学生との楽しい交流の場を企画・実行しているところである。放課後子ども教室のコンテンツを充実させることは必要であるが、まずは地域の特性を踏まえながら進めていきたいというふうに答えている。

最後に、放課後の居場所に関するメニューの一覧を作成して、保護者が選べるようにすべきという質問に対しては、メニューの一覧やわかりやすい資料の作成は必要であり、協議会や関係部署で作成については検討していきたいというふうに答えている。

続いて、2人目、片山議員からである。こちらについては、公民

館の中長期計画策定の問題、また新福祉会館の計画に公民館本館を入れるべきであるというご質問である。まず、中長期計画のスケジュールを9月に公民館運営審議会に示したときの意見ということで、こちらについては、公民館運営審議会から平成29年7月に答申を出してから計画策定に時間がかかっている。また、スケジュールの中で検討項目となっている公民館の将来像の検討や公民館本館機能の検討の部分を早めに示すべきであるとの意見をいただいていると回答している。

また、本館機能の検討はいつまでに結論を出すのかということについては、公民館で作成したたたき台を既にお示ししており、公民館の将来像を定めた上で、公民館運営審議会や社会教育委員の会議でご意見をいただきながら進めていきたいというふうに答えている。

3人目は田頭議員である。魅力的な図書館を整備して、健康長寿のまちづくりをという質問である。市民に寄贈してもらった週刊誌等の雑誌を活用して、閲覧のみのブラウジングコーナーをつくらないかというご質問をもらっている。こちらについては、提案の閲覧コーナーであるが、健康寿命と読書の関係性について、今後の動向にも注力しながら、実施されている事例等も参考にしながら、図書館がどのような役割を担えるのかを今後、研究させていただきたいというふうにお答えした。

また、開館日、夜間開館の延長という質問に対しては、直営館でも拡充に向けての検討を進めていくと回答している。

そのほか、自動貸出機、自動返却機を導入した貸出作業の省力化、レファレンスサービスの強化、またカフェとの併設、図書館を放課後の居場所にしてはどうか、図書館と学校司書の連携、中長期計画の策定における保健福祉の視点等の意見・提案等もいただいているが、それぞれ、検討・研究させていただくもの、また貴重な意見として受けとめさせていただくものとして回答している。

最後に、渡辺ふき子議員からは、名勝小金井桜を通じた都市間交流ということで、小金井市がリーダーシップをとり、小金井桜復活事業の着実な進展をということで、現在、苗場の安定的利用についての検討状況という質問をもらった。こちらについては、名勝小金井桜の後継樹については、市立公園の一角を苗圃として確保して、ヤマザクラの苗木を育成している。現時点では、現在の苗場以外に

候補地を見出すことは容易なことではない。小金井桜の周辺には広大な面積を有する都立公園が所在しており、東京都教育庁へは都立公園での利用を含めて苗圃の候補地確保について要請を継続的に行っている。現在、東京都教育庁では苗圃の確保を目指して都庁内で調整をいただいているというふうに答えている。

また、市としての方向性、課題は何かという質問については、小金井市としては現在の苗圃の利用を継続利用していく考えであり、今後は小金井桜を将来にわたって保護し、継承する事業が関係各市へと波及していった場合には、より多くの苗木の育成を要する。管理者である東京都教育庁のもと、より安定的な苗圃の適地を探すことは必要なことである。今後、各市でそれぞれ苗圃を設けるのか、管理者である東京都教育庁が確保するのか、十分に協議していくことが課題であり、まずは小金井市が事業モデルとなるよう確実に整備を推進していくことが重要と考えるというふうにお答えしている。

以上が一般質問での内容になる。

そのほか、第4回定例会において提出議案があった。議案第73号、清里山荘の指定管理者の指定について、また議案第74号、総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理の指定について、ともに全会一致で議決しているところである。

以上が生涯学習部からの報告になる。

大熊教育長           事務局の説明が終わった。本件に関し、質問、ご意見はあるか。

岡村委員           生活者ネットワークの化学物質から子どもを守るというので、これはすごく今、問題になっているが、結局、2点あって、自分の体を、今まで日本人はあまりにおいを気にしなかったのが、においをすごく気にするようになって、特に思春期の人たちが、腋臭、わきがとか、汗をかくにおいをどうにかしようと思って、いろいろなにおいを使うということである。そのうちに今度は、あまりにもそれを……、柔軟剤なのいろいろなにおいを入れて、それを多くの子どもや大人が使うようにしているということです。しかし、使っている本人も害があるし、周りの人にも害があるということはあまり知られていない。業界側がどんどんいいにおいが出る製品をつくりどんどん売るようにしている。本当にこの問題はデリケートで、本

人が自分のにおいをひどく気にしていて、どうしても使いたいと思いつめることがあり、個々への注意は難しいと考える。使いたい人には、科学物質でアレルギーを生じる子もいるということを知ってもらいたいと考える。こういう子どもがいるということを知らしめることが大切だと考える。やはりこれは業界側に、国会とかそういうところから、不必要なものは売らないようにというか、そちらの申し合わせのほうが良いと思う。宣伝すればするほど、今までにおいを気にしていなかった人がもっと気にするようになるし、実際に柔軟剤は別ににおいはしなくていいのに、そういうのをつくっているわけであるから大変だと思う。給食の柔軟剤というのも、前はプールの日焼け止めクリームするときでも、それからプールの水着を洗うのも石けんで洗わなければいけないと、いろいろおっしゃる方もいて、極端なことを言う人もいるか、中には医学的に正しいこともある。しかし、実際現在その人たちの要望を受け入れることは難しいが、やはり多くの母が「化学物質アレルギーの子も学校に通っていることを認識し、自分の子どもや柔軟剤を使っている子にも害があることがあるので、そういうことを知らしめるポスターはすごく必要で、個々に対応するのではなくて、こういうのをつくらないように業界側にすることと、こういうことがあるということを知らしめることの2点なので、知らしめるためにポスターをつくったりとかしたほうが良いと考える。これもやはり医師会と協力したほうがいいのかと思っているが、たしか東京都医師会からのそういうポスターがあったと思うので、探して持ってきてほしいと思う。

川合学校  
教育部長

教育委員会として何ができるかということと、においに対する社会的な問題だとかというのは、やはり区別をして考えていかなければならないかな。今回についても、ポスターというのは消費者向けにつくっているポスターだった。学校に張っても、あまり消費者が直接的に目に触れることもないだろうしということで、どういうふうにできるかというのは研究するというような答弁をしている。だから、ほかのところの角度でそういうふうな先生がおっしゃるような問題があるというものを、そこまでも学校教育の中で、そこがちょっと線引きが難しいかな。

岡村委員

議員のお話には、やはり個々に対応するよりも全体的に政治的に

でも何でもそういうものはつくらないようにという、すごく宣伝して、どんどんどんどんみんなエスカレートして、逆に気にするようになったので、教育委員会では知らせることは必要だということ、それで、働きかけるのは国からしたほうがいいのではないかという意見ということで。

大熊教育長

ありがとう。

一応、環境政策課がつくった香害という、香りの害のポスターは学校に配った。それを見た保護者の方がそういうこともあるねとは言ってくれていたということが1つ。

岡村委員

ただ、少しずつ……、気づかないことが多いので、知っていれば知っているほどいいと思う。

大熊教育長

もう一つ、今、作成中の差別解消条例の考えてみないかというコーナーの一番下のところにも実はにおいについてという欄があって、一応考えることにはなっていると思う。そうだったか。ちょっとその辺、報告を。

平田統括  
指導主事

自立支援協議会が作成している障害差別解消に関する小学生向けの冊子、案として教育委員会から提案しているページがある。その中に、学校で考えてみようという、そういった紙面の中の一つに、そういったにおいや、給食の白衣についたにおい、きれいなことについてはすごく受け入れられるけれども、そのにおいがあまりにも強いと、それを着ていると頭が痛くなってしまうことがある。どうしたらいいかというような投げかけで、みんなが考えるような、そういった問いがしてある。

岡村委員

学校ではそういうソフトなタッチがすごくいいと思う、子どもたちに。ソフトタッチでいったほうがいいと。

大熊教育長

よろしいか。

浅野委員

申しわけないが、3つほど伺いたいことがあって、1つは、貫井北センターの外壁であるが、ひびが入って、再度亀裂が広がったと

ということで、ちょっと気になるが、原因は今のところ不明だということによろしいか。

藤本生涯  
学習部長 現在、建てた工務店の人も一緒に入って調べているが、建築したときの施工の関係なのかと。要するに元あったものを利用して施工しているのかと。そこの部分でひびが入ったか、あとはその中に鉄筋が入っているが、それが膨張してということになるのかなということで、これ以上はひびが広がらないような対処はしているが、この間、何回か表面だけを塗ったような感じの補修だったので、ある程度剥がした上で、しっかりそれが崩れないような接着とかも含めたような形で直しているというふうに聞いている。

浅野委員 安全にかかわることなので、慎重にご対応いただければと思う。

藤本生涯  
学習部長 そこがたとえ倒れても、高さ的に危険とかというようなものではないが、やはり亀裂が入ること自体が施工としてどうなんだと。

西村公民館長 部長がおおむねおっしゃったとおりであるが、壁が、曲がるところの接着の関係で、今、言ったが、危険なところは対処しているということで、工務店さんと、あと建築営繕課とも常時状態を見ながら対応したいと思っている。

大熊教育長 建物の壁ではなくて。

西村公民館長 そうである。外壁。

大熊教育長 花壇の外壁。

大熊教育長 建物自体ではないから。

浅野委員 外壁ってそういう意味か。

もう一つは、新放課後子どもプランの話で、これは学童の関係者も含めた協議会で検討中であるということをして昨年度来ずっと報告を受けているところであるが、現状、その協議会の進捗ぐあいというか、今後どうしていくかということ、特に児童数が増えていくわ

けであるので、いろいろ問題も多かろうと思うが、その進捗状況についてもし簡単なご説明をいただければありがたいと思うが、いかがか。

関生涯  
学習課長

今年度から協議会というのを立ち上げて、学童保育関係者、放課後子ども教室関係者、学校関係者の3者で、4校について今、実施しているところである。来年度については全9学校区に広げる予定である。目的としては、放課後子ども教室の事業に学童保育の子どもたちが参加できるような、共通プログラム作成というのが1つ大きな目標がある。それと、やはり学校施設の利用ということである。ここの大きく2つについて、あとその他意見交換等を含めて協議会を学期に1回ごと開催している。3学期を迎えているので、もうそろそろ終わりを迎えるということである。それで、学校施設の利用というところで、今後、子どもたちが増えていくと、普通教室の確保が、今後5年間、さらに大変になってくる状況を踏まえて、いかに学校にご理解・ご協力をいただきながら、放課後の居場所づくり、場所をつくっていくというところは、今の課題としては共有しているところで、今後またさらに協議会を進めていく中での検討課題かなんと思っているところである。それで、例えば今年、ある学校では、3者が一体となった不審者対応の訓練をやるだとか、そういった新たな事業展開があり、その他でいうと、今まで体育館では使えなかったが、2学期中に1回、放課後子ども教室の参加者と学童と連合して体育館で事業を行ったということもある。今後も3者が連携となって子どもの居場所づくりについては引き続き検討してまいりたいと思っているところである。

以上である。

浅野委員

ありがとう。

3個目であるが、公民館の件について、確認であるが、現在検討中の案では、公民館本館をそのまま移すということではなく、ただ、公民館の機能は新しい施設の中で、いわば実装され、公民館利用者にとっては支障のない形でそれが実現されることになるはずということになっていたと思うが、それでよろしいか。

西村公民館長

おっしゃるとおり、新福祉会館では多目的室という部屋を活動場

所として利用する。事務所機能について、今、将来像についてのたたき台の方針、ご意見を伺っているところで、その中で検討したい。

浅野委員 再度の念押しみたいな話になるが、気になるのは、従来の利用者がこれによってより不便になるということがあるとするとまずいなと思う。そういうことがないようにするということか。

西村公民館長 はい。

浅野委員 わかった。ありがとう。

大熊教育長 よろしいか。

以上で、報告事項1、平成30年第4回小金井市議会定例会についてに係る報告を終了する。

次に、報告事項2、小金井市立学校教職員ハラスメント防止要綱について報告願う。

浜田指導室長 報告事項2である。このたび、小金井市立学校教職員ハラスメント防止要綱を策定したので、報告する。

小金井市教育委員会は、全ての教職員がその力を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、ハラスメント防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には必要な措置を適切に対応することを目的に本要綱を定めた。学校には相談窓口の設置及び相談員の選任を求めている。現在、学校には本要綱の周知をお願いしており、本要綱は本年4月1日から施行する。

報告は以上である。

大熊教育長 よろしいか。

鮎川教育長 要綱を整備していただいて、教育委員会相談窓口の設置、そして学校相談窓口の設置という最初に相談できる窓口が用意されることは、大変良いと思う。

浅野委員 すまない、また幾つかあるが、まず1つ目に、要綱の位置づけであるが、これは法的なというのか、拘束力の観点から見てどのよう

な位置づけになるのかということを知りたいというのがまず1点目である。これはどういうお答えをもらおうと質問が満たされたことになるのか私もよく分からないが、先に質問だけ言わせていただく。

その次に、幾つか事実関係を確認するということが項目として入っているが、誰がどういう権限でどういう能力を持って調査をするのかなというところが気になる。こういうことが起こったときに調査をする人の権限と能力ということがいつも問題になると思う。その辺はどう考えていらっしゃるのか。

それから、最後のページといえいいのか、第18条の(1)である。被害者に対する配慮の措置で、括弧の中に被害者と行為者の間の関係改善に向けての支援と書かれているが、具体的にどういうことを想定されているのかよくわかっていない段階での質問なので、やや的外すかもしれないが、まず、仮にハラスメントになったとすると、被害者と行為者という言い方は、やや腑に落ちないというか、被害者と加害者なのかなと思う。そうすると、関係改善に向けてというのはやはりちょっとおかしくて、つまり被害者と加害者の関係にある人たちの関係の改善というのは、やや腑に落ちないところがあるというか、例えば被害者の被害を取り除くとか、原状回復とかいうことだったらわかる。あるいは、加害者に対して何らかの処分を含めた対応をするということならわかる。でも、こじれた関係をもう1回直そうみたいなことだと、ハラスメントに対する対応としては、むしろ場合によっては被害を悪化させることもあり得るのではないかなと思う。やや中身をきちんと理解していないままの質問なので、的外しているかもしれないが、以上3つ、すまない、よろしく願います。

三浦庶務課長      では、要綱の位置づけに庶務課長から答弁申し上げる。一般論になるが、大変恐縮である。憲法、法律というふうになっており、条例、規則というふうになっている。ここまでを法令という概念で定めており、要綱になると、その1つ下という形になるので、法的拘束力という形では、申しわけないが、ないという形にはなろうかと思う。ただし、今まで何もない中でこういう一定のルールを定めようというところであるので、一定の内部規範というところでは位置づけとして間違いないと思うが、残念ながら法的拘束力というところに行く、やや効力としては物足りないという形になる。

以上である。

浅野委員 ありがとう。

浜田指導室長 まず、誰がというところであるが、サービス監督者である校長がまず第一義的に何が起こったのかという措置をする。その上で、指導室長が権限を持ってサービスに対する処分、事故に対する処分ができるので、指導室長が最終的にはその権限を担うというように考えている。

浅野委員 校長先生がハラスメントの主体だと訴えられた場合には、指導室長が直接調査を担うことになるのか。

浜田指導室長 そういうことになる。

浅野委員 わかった。

浜田指導室長 ただ、教員がやった場合でも、校長が監督者であるから、そこで指導もできるが、これはサービスに関することであると、重大な事故であるという場合は、指導室長が責任を持って権限でやるというようなことで、指導室単独ではなくて、都の職員であるから、都の教育委員会と連携しながらやっていくと。場合によっては、都に上げて、その人事権は都であるから、都のほうにも報告して、それなりの処置をしていただくという流れになっている。

浅野委員 前提としては、サービス監督は小金井市の教育委員会、人事は都の教育委員会というふうに整理されているわけか。

浜田指導室長 はい。

浅野委員 わかった。

浜田指導室長 連携してやっている。

そして、最後の18条のところであるが、これ、わざと行為者としたのは、被害、加害、加害者とはっきり分けて、事故扱いであれば、はっきりと加害で扱えるが、実は微妙なところがあって、少し

嫌なことを言われた、これは口頭注意で済むだろうと、校長が口頭注意をしていけば、これはおさまるであろうというようなケースから、実際の本当に服務事故に当たるような、幅広くあるので、もう実際にそういうような事故まで大きな話になれば、先ほど浅野委員がおっしゃられたように、関係改善はかなり難しいであろうと。その場合には、異動とか、人事権が措置をとったり、離すとかそういうような措置も必要だろうが、誤解であったというような場合も考えられるので、それが謝罪でおさまるのであれば、謝罪をさせて、それでおさめるというようなケースも考えられる。したがって、そのような支援を、ピンからキリまでであるが、幅広く考えている。以上である。

浅野委員

あと、頭の中がきちんと整理できていないが、最後の件に関しては一応今のご説明は理解したつもりであるが、しかし、文言の上でいうと、関係改善に向けての支援が一番最初に来ている、措置のページの。つまり、これを設ける眼目というか、重要なポイントは、実際に悪質なハラスメントがあるかもしれないということに備えてということだと思う。だから、微妙なケースが一番最初に出てきてしまうのは少しまずいのかなと思うところもあり、最初の法的な拘束力との関係もあって、よくわからないが、例えば刑法で何が罪かを規定するときに、微妙なケースというのは問題にならない。やはりそれは犯罪に該当するかどうかというところは非常に重要であるので、微妙なところを最初から想定して、そこを考慮した形で条文をつくっておくというのは、やや、いいのかなというか、そんな気がする。何もなかったんだったら、それはそれでいいと思う。それは謝罪させるとかそういうことがあってもいいともちろん思うが、そのことを書いたことによって、逆に深刻なハラスメントに対する対応のほうで鈍ってしまうことを懸念しているということである。これは意見である。

三浦庶務課長

今のご意見にどうお答えするか悩んでしまうところであるが、やはり要綱ということであるので、委員ご懸念のとおり、法的拘束力は及ばないというところは事実だと思う。今回、教職員ハラスメント防止要綱を作成するに至ったところ、やはり組織内での自浄作用ということも期待しないものではない。委員がおっしゃる部分、

核心の部分があって、枝葉の部分というところもあるが、まずは一定内部規範をこのような形で定めさせていただいて、組織の中での自浄作用も期待したいという位置づけもあるので、学校教職員ということになるが、市職員もちょっとこれとは違うもので要綱を定めている。それと、パラレルというか、並行してハラスメントの防止には努めてまいりたいというふうに考えるところである。

浅野委員 市職員に関する要綱のほうも文言はこれと同じということか。

三浦庶務課長 若干違う。

浅野委員 でも、同じような形。

浜田指導室長 ほとんど変わらない。

三浦庶務課長 市職員のほうは、申しわけない、市長部局のほうで作ったものを教育委員会のほうが準用するという形になっているので、教育委員会のみならず、市長部局全体という形を包含する形で考えている。

大熊教育長 特にこの要綱を必要とした理由というのは、各学校に相談員がしっかり置かれていて、何かがあったら、その人にすぐに相談できるという体制をしっかりととりたかったことが一番だとタイムリーに思う。それまでも実はなかったわけではない。各学校の校長先生に相談員を置いてくださいとは言っていたが、その人の役割であるとか、どういうことを相談していいのかというようなことは、明文化されていなかった。今回、そういう意味では、相談窓口が設置され、どういう状況のときに相談していいんだよということ、この中でいうと、3つのハラスメントについてしっかり規定をして、そのことについては相談して良いという形になったことは、一歩前進かなというふうに思っている。

今の18条の件であるが、僕自身もこれでいいと思ったところであるが、指導室長の役割として、公正な前条第1項の調査の結果ハラスメント事実が確認された場合はどうするかといったら、被害者に寄り添った対応を心掛けるんだということがまず第一義で、それをやった後に、必要に応じて、次に掲げるものその他処置を講じる

ものとするという言い方になっているので、被害者に寄り添った対応をまずやってほしいということ、その上で被害者に対する配慮の措置という中に関係の改善であるとか、不利益の回復とかという点が入ってくるんだというふうに、2段階で考えていただければいいかなというふうに思う。そういう意味では、一番最初にこの言葉があるんだけど、被害者に寄り添った対応をまず第一義にするということを中心に理解していただければというふうに思うところである。

岡村委員           これを被害に遭った人が読むと、最初に被害者と行為者の間の関係改善というのを見てしまうと、あれっと思うと思う。これはやはり、浅野委員、ちょっと後ろのほうに。

大熊教育長           順番を。

岡村委員           順番を。だって、これを読んだら、あれ、行為者と仲介して、何かなあなあにするのかなみたいな感じに見えるので。

大熊教育長           なるほど。

岡村委員           最初、訴えても、結局、改善に向けての支援かなと、それは後ろのほうにずらしていただいたほうがいいんじゃないか。

大熊教育長           その辺の検討する余地はあるか。

岡村委員           そこだけをちょっと変える。

三浦庶務課長       本日、指導室長のほうから提案して申し上げたとおり、4月1日施行ということで準備を進めていたが、まだ施行していないので、本日の意見を踏まえて、必要な部分についてはもう一度見直しをさせていただくことでよろしいか。

大熊教育長           ということでよろしいか。

では、そういうことで、4月1日施行ということであるので、いま一度、今の部分、18条のことだけでいいか、18条のことにつ

いて検討していただきたい。

三浦庶務課長 所要の事務を進めさせていただく。

大熊教育長 よろしく願います。

本件に関しては、ただいまの18条の件について検討するという  
ことでよろしいか。

以上で、小金井市立学校教職員ハラスメント防止要綱についてに  
係る報告を終了する。

次に、報告事項3、平成31年度小金井市立学校における働き方  
改革の計画について報告願う。

浜田指導室長 平成31年度学校における働き方改革の実施計画について報告す  
る。

1月24日に働き方改革検討委員会が開催され、本年度の評価を  
行い、次年度の実施計画を策定した。資料をご覧いただきたい。

目標は、今年度同様、1日あたりの在校時間が12時間以上の教  
員をゼロにするとした。方策1、意識改革の推進として、今年度同  
様、11月に働き方改革キャンペーン月間を設定する。方策2、夏  
休みの学校閉庁日の設定については、8月13日から4日間実施と  
する。次年度は8月12日月曜日が休日のため、実質、今年度と同  
様、連続9日間の休日となる。対象は教員とするので、用務主任、  
事務主任は勤務日となる。方策3、部活動外部指導員派遣、方策4、  
スクール・サポート・スタッフ派遣、方策5、学校事務の共同化に  
ついては、さらなる推進をしていく。

報告は以上である。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。本件に関し、質問、ご意見はあるか。

福元委員 文科省が示す働き方改革の案なども目にしたが、本市の案のほう  
がむしろよくできていると思う。現段階ではいい計画ができたと思  
う。ただ、1日あたり在校時間が12時間以上の教員をゼロにする  
というのを、これから先ずっと目標にするんだとしたら、そのと  
ころはちょっとまた検討を考えていかなければいけないのかなと  
思う。教員が願っているほしい時間というと、子ども理解のための

活動とか、授業準備の活動とか、また、子どもに寄り添う活動だろうと思う。それが十分にできることが必要であるので、それに影響を及ぼすようなものを取り除いていくということをこれから考えていかなければいけないだろうと思う。ただ、これは小金井市だけでできるものではなくて、国の予算とか都の予算とか、そういうものが影響しあって、いろいろできていくので、小金井案を大事にしながら、さらに検討していただく必要があるかなというふうに思っている。

大熊教育長            ありがとう。  
                          ほかにあるか。

鮎川教育長            福元委員がおっしゃったとおり、働き方改革の実施計画はとてもよくつくられていると思う。ただ、先生方の今までのご勤務の実態を考えると、一つの取り組みをしたから劇的によくなるということはないと思う。働き方改革の計画を立て、少しずつでも私たちの意識も変えていかななくてはいけない。働き方を良いほうに転換していくきっかけになると思うので、是非この計画を展開していただきたいと思う。よろしく願います。

大熊教育長            よろしいか。

浅野委員            すまない、たびたび申しわけない。  
                          先月の終わりに中教審のほうで働き方改革に関するまとまった答申が出ており、そこで教育委員会にできることという項目があるわけである。そこを見ても、実際のところもう既にやっていることも多く、これ以上伸び代はないのかなという中、非常にまとまった案を作成いただいて、ありがたく思っているところである。他方で、昨年度か、実施した働き方の実態調査のデータ等を見ると、例えばであるが、2番の方策2にある定時退庁日の話であるが、働き方改革でどういう対策が効果があると思うかということを探っている。それで、この質問に対する回答を、過労死ラインを超えて働いている先生方とそうでない先生方に分けて反応を見てみると、例えば小学校の先生の場合、定時退勤日の設定にとっても効果があると思っ  
ている人は、12時間以上勤務している先生の場合、7.1%しかい

ない。これは12時間未満の勤務の先生でも実は18%程度しかいなくて、倍以上の開きがあるということもあるし、もともとあまり期待されていない対策である。これは、おそらく、私も実情をよく把握していないところがあるが、仮にこれをしたとしても、実際の大変さは変わらないだろうという見通しを現場の先生方はお持ちなんだろうと思う。また、昨年度の全国市町村教育委員会連合会の研究協議会に出席したときに、働き方改革部会で他の市町村の教育委員の先生方からしばしば挙げられていたことは、学校、いわゆる閉庁日とか定時退庁日を設けても、いろいろな言い方で例外化が行われてしまう。例えば明日練習試合だから今日休むわけにいかないとか、いろいろな例外が設けられて、結局、骨抜き化していったという声が複数の先生方から聞かれたということもあり、2段階に分けていうと、まず、方策2が本当に効果を上げるかどうかということをもう少し精細に検討したほうがいいということが第1段階で、第2段階としては、それが初期の効果を上げないのだとすれば、それを上げさせないようにしている要因を洗い出して、その要因を潰すほうが先なのかなというような感じがする。例えば持ち帰り残業が増えるのだとすれば、持ち帰りの仕事を減らすとか、もうちょっと実質に照準した対策があってしかるべきなのかなという感じがする。

以上である。

大熊教育長

教員の働き方改革というと、教員の健康を守るためにやるんだという考え方が一方になるように思うが、僕自身教員をやっていた経験からすると、実は、教員の働き方改革は、教員のためというより、より良い教育を推進していくためということにあるように思う。教育というのは、十分な時間とゆったりとした時間が教員に保障されて、次の日の新しい授業が創造できる、創造的な試みなわけである。毎日の仕事に追われて、明日の授業をどうやったらいいかゆっくり考える時間がなければ、本当にいい授業は僕はできないと思う。だから、教員の働き方改革は、これで一定進んでいくわけであるが、教員の健康面もさることながら、より良い教育を充実させるための方策としてさらなる取り組みを推進していただきたいと思うところである。こんな感じでよろしいか。

以上で、報告事項3、平成31年度小金井市立学校における働き

方改革の計画についてに係る報告を終了する。

次に、報告事項4、もくせい教室検討委員会報告についてを報告願う。

浜田指導室長 もくせい教室及び教育相談所に関する庁内検討委員会の検討結果を取りまとめたので、ご覧いただきたい。

今年度、本委員会は4回の検討委員会と施設見学、陳情者との意見交換会を行ってきた。6、検討委員会の意見のまとめというのがある。後ろのほうである。両施設とも現在の建物が40年以上経過していることから、安全性の確保を第一として施設の充実、規模の拡充を図る必要があるというふうにまとめている。また、内容面として、もくせい教室は目的を学校復帰から社会的自立を目指すへ転換すべきというご意見や、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援体制を整える必要があること、教育相談所は相談体制の充実の必要があることなどがまとめられている。その他として、もくせい教室と相談所の連携強化という視点から、この機能を集約することへの検討を行うということについて書かれている。今後、本検討まとめをもとに担当課において計画的な施策展開を行っていく。

報告は以上である。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。本件に関し、質問、ご意見はあるか。

浅野委員 簡単に済ませる。

4番の委員から出された意見の最後のその他のところで、相談所のほうであるが、相談者が就学前から卒業まで一つに窓口で継続して相談を受けられるような組織体制を構築してもらいたいという意見は、私ももつともだなと思うが、これは現状難しいということか。

浜田指導室長 現在の問題点として、例えば就学相談を受けたりするのは、学務と指導室が中心になってやっており、そのときに相談所が就学の相談を受けたりとか、あと検査をしたりとか、さまざまな課がかかわっているところである。特に特別支援教育に関するようなところだと、それこそいろいろな課もかかわったりとかする。この窓口が、今は課をまたいでいるので、一つに継続して相談を受ける組織体制

ができると非常にいいなというのはご意見としていただいたところである。今は大変厳しいというのが現実である。

大熊教育長           すぐに改善したほうがいい。すぐに改善してください。何でいけないのか。

鮎川教育長  
職務代理者           今の改善の点については、検討委員会を設置していただいて、もくせい教室と相談所が一つになって、これからのあるべき姿が出され、検討をしていただけるといのはとても良いと思う。広さの問題とか、今まで課題もあったと思うが、すばらしい働きもたくさんあると思う。検討委員会が実際に動いていただけることは大変ありがたいと思うので、よろしく願います。

大熊教育長           すぐに改善していただけるそう。

川合学校  
教育部長           組織体制も絡んできてしまう。全体の組織も動かさなきゃならない……。

平田統括  
指導主事           進学であったり、特別支援に関するお子さんの学びに当たり、入学から卒業までで感じたというところである。他市の事例等を研究している。他市においては、学務、指導室、または、本市では児童発達支援センターきらりというものを持っているが、そういった療育に関する、それを全部一つの特別支援教育の課をつくって実施しているという事例があって、そういった事例等も研究しているところである。課をまたがるというのは非常に大きな話になっているので、指導室とか教育委員会だけでこうするというのを断言することもできないという、そういった難しさがあるということだけご理解いただきたい。

浅野委員           組織改変が難しいというのはよく理解できた。それで、この意見を出された背景にあるニーズみたいなものに応えるために、組織再編のような大きいことができればいいのかもしれないが、そうでなくても、できる範囲でニーズに応えることができないかなというふうに思っている。要するに、複数の部署にかかわる連携を、今も連携されていると思うが、それをもう少し密にして、こういう声が出

てくる背景にある必要性にできるだけ応えていくようにするということもできるかなと思うので、その辺をご検討いただけると大変ありがたいなと思う。

大熊教育長 大変なことは僕も十分承知しているが、いずれこの方向で進んでいく必要が僕はあると思っている。だから、この相談はここに行くという意味ではなくて、やはり相談の一元化というのはいずれ進めていく必要はあるように思うので、多々困難はあると思うが、その方向で検討していただきたいということでまとめさせていただいてよろしいか。

以上で、もくせい教室検討委員会報告についてに係る報告を終了する。

次に、報告事項5、平成30年度小金井市小・中学校連合作品展について報告願う。

田村指導主事 平成30年度小金井市小・中学校連合作品展について報告させていただく。

平成31年1月25日から1月29日まで、小金井 宮地楽器ホール1階小ホールと地下1階市民ギャラリーにおいて開催した。小金井市立小・中学校、東京学芸大学附属小金井小・中学校、都立小金井特別支援学校の作品を含めて、出展作品数は1,419点となった。小学生の作品では、粘土や木工作品、切り絵や木版画など、素材の特徴を生かした作品が多くあった。中学生の作品では、鉛筆デッサン、てん刻作品、レタリングなど、本年度も各学校独自の作品が出展されていた。小・中学校の展示会場それぞれで受付を行っているが、小学校の展示に3,900人、中学校の展示に2,100人の方が来場された。

来場された方々からは、子どもたちの色彩の豊かさ、観察力のすばらしさに感動した、子どもたちが一生懸命に取り組む様子が目に浮かぶような作品ばかりだった、作品展は子どもたちの励みとやりがいにつながるとてもすばらしいことだと思うなど、多数の感想をいただいた。

児童・生徒の日ごろの学習成果の発表や鑑賞を通して創造活動の能力を伸ばすとともに、広く市民や保護者に教育活動への理解を深める機会とすることができた。

報告は以上である。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。本件に関し、質問、ご意見はあるか。  
よろしいか。  
これは来年もやるのか。

田村指導主事 毎年行っている事業である。

大熊教育長 今の小学校と中学校の参加者の人数が気になるので、来年は場所  
を反対にしてみないか。

鮎川教育長 地下と1階と。  
職務代理者

田村指導主事 作品数であるとか、展示の……。

大熊教育長 難しいか。

田村指導主事 作品が中学校と小学校と少し違うところがあるので。

大熊教育長 了解した。

田村指導主事 そういうことはさまざま検討しながら会場を。

大熊教育長 わかった。すまなかった。

大熊教育長 でも、3,000人と2,000人である。中学生が地下1階だから。  
やはり下のほうは行かなかったのか、それとも……、違うか、  
作品の数。

田村指導主事 おそらく、小学生だと、もしかしたらであるが、さまざまな家族  
の……。

大熊教育長 おじいちゃん、おばあちゃん。

- 田村指導主事      いらっしゃるとか、いろいろな要因もあると思われる。
- 大熊教育長          それはあるかもしれない。
- 岡村委員            私が行っても、おじいちゃん、おばあちゃんが結構来ている。
- 大熊教育長          そうである。わかった。  
                         以上で、報告事項5、平成30年度小金井市小・中学校連合作品展についてに係る報告を終了する。  
                         次に、報告事項6、第10回中学校「東京駅伝」大会について報告を願う。
- 田村指導主事      第10回中学生東京駅伝大会の結果について報告させていただく。  
                         平成31年2月3日の日曜日に、味の素スタジアム敷地内アミノバイタルフィールドにおいて、第10回中学生東京駅伝大会が開催された。当日は、午前中に女子の競技、午後に男子の競技が行われた。小金井市の代表選手一人一人が全力で走り抜き、チームのたすきを最後までつなぐことができた。競技の結果であるが、男子チームは50チーム中41位、女子チームは30位だった。女子チームにおいては、小金井市女子最高記録の更新まであと6秒という記録だった。  
                         当日に向け、選手たちは記録会や練習会を重ねてきた。NPO法人黄金井倶楽部の協力により、法政大学陸上部指導者の成田先生、及び今年の箱根駅伝で活躍した青木選手、坂東選手の指導を受け、本番に臨んだ。今後は中学生東京駅伝大会を一つの契機として、小金井市の子どもたちの更なる体力向上を図ってまいりたいと考えている。  
                         報告は以上である。
- 大熊教育長          事務局の説明が終わった。本件に関し、質問、ご意見はあるか。よろしいか。  
                         以上で、報告事項6、第10回中学校「東京駅伝」大会についてに係る報告を終了する。  
                         次に、報告事項7、平成30年度「小金井教育の日」について報告願う。

平田統括  
指導主事

平成30年度「小金井教育の日」について報告する。

平成31年2月6日、水曜日、小金井 宮地楽器ホールにおいて、小金井教育の日を教育委員会と小金井市教育研究会、PTA連合会の共催で開催した。小金井教育の日は、学校、保護者、地域の方々がともに小金井の教育について考えることを通して、学校の教育活動の一層の推進を図ることを目的としている。

第1部は、小金井市教育研究会の発表として、小学校社会科部、小・中学校合同保健部が今年度取り組んできた研究について発表を行った。小学校社会科部では、より良い社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培う社会科教育をテーマに、新しい学習指導要領の視点を踏まえて行った授業実践を発表した。保健部では、「学校全体で取り組もう食物アレルギー対応」をテーマに、食物アレルギー反応を起こした子どもの対応を、劇を交えながらわかりやすく発表した。

第2部は、市内の中学校生徒会により意見交流を行った。意見交流のテーマは「生徒会の特色ある取り組みについて」である。合計で33名の生徒が壇上に上がり、自分の学校の生徒会の取り組みをその効果や工夫を交えて発表した。さらに、他校の取り組みについて積極的に質問したり、それに答えたりするなど、市内の中学校を代表して堂々と意見を発表する姿が見られた。

第3部は、「アスリートの魂 限界は考えない」というテーマで、小金井市スポーツ推進委員、小金井市観光大使、古畑篤郎先生による講演会を行った。講演会では、講師の先生の経験をもとに、自分自身や子どもたちの行動に無意識に線を引かないこと、大人が子どもたちの可能性の芽を摘んでしまわないこと、今後ますます多様化する現代社会において諦めずにチャレンジすることの大切さについて一緒に考える機会となった。

小金井教育の日の開催は、学校と保護者、地域が子どもたちを取り巻く現状や課題をお互いに理解し合い、これからの小金井の教育についての意識を一層高めるための貴重な機会となった。

報告は以上である。

大熊教育長

事務局の説明が終わった。本件に関し、質問、ご意見はあるか。

浅野委員 非常に実りの多い有意義な企画だったと思う。私も出席して、いろいろと、特に生徒会活動の報告については大変感銘を受けながら聞いていた。

1点質問があるのは、教員の皆さんにも出席をとっていらっしやったと思うが、あれはつまり勤務時間の一環であるということなのか。そうでないとしたら、出席はその後どのように活用されるのかということ伺いたい。

平田統括  
指導主事 まず、教員であるが、勤務時間内の活動であるので、出席の確認をとらせていただいている。併せてアンケートをとっているのも、そのアンケート結果を集計して、これは次年度の小金井教育の日の計画に向けて参考にさせていきたいと思う。

浅野委員 わかった。ありがとう。

大熊教育長 全部自動集計でやっている。  
よろしいか。  
以上で、報告事項7、平成30年度「小金井教育の日」についてに係る報告を終了する。  
次に、報告事項8、平成30年度成人の日記念行事について報告願う。

関生涯  
学習課長 平成30年度成人の日記念行事について報告させていただく。  
平成31年1月14日に実施した成人式は、今年度も2部制をとり、第1部は午前11時から、中央線北側のエリア、第一中学校区及び緑中学校区を対象として実施し、第2部は、中央線南側のエリア、第二中学校区、東中学校区、南中学校区を対象として、午後1時15分から小金井 宮地楽器ホールで開催した。今回は平成10年4月2日から平成11年4月1日に生まれた方が対象となり、参加された方は、第1部は338人、第2部は345人であり、計683人である。そのうち市外から参加された方は60名である。1月11日時点での対象人数は1,282人であり、参加率は53.3%であった。

成人式実施に当たっては、小金井スカウト協議会、国際ソロプチニスト東京ー小金井、小金井市文化連盟華道部、小金井警察署管内

交通安全協会、小金井市登録手話通訳者連絡会の方々のご協力をいただき、また、成人の日記念行事実行委員会では15名の方々に事前準備を含めて活躍していただき、いろいろな方のご協力をいただき、無事に式を挙行したことを報告する。

以上である。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。本件に関し、質問、ご意見はあるか。

岡村委員 パラリンピックの女の方、誰か、お話がとてもよかったので、また来年も願います。

関生涯  
学習課長 小田島選手である。ビデオメッセージに出てください、東京オリ・パラが近くに控えているところもあり、是非とも思って、温かいメッセージをいただいたことを改めて報告する。

大熊教育長 以上で、報告事項8、平成30年度成人の日記念行事についてに係る報告を終了する。

次に、報告事項9、その他である。学校教育部から報告があれば、発言願う。

川合学校  
教育部長 特にない。

大熊教育長 生涯学習部から報告があれば、発言願う。

関生涯  
学習課長 生涯学習課である。まず、口頭にて、文化財関係で2点行事があったので、その点報告させていただく。

まず1点目は、第30回多摩郷土史フェアについて口頭にて報告する。こちらは東京都社会教育課長会文化財部会の主催で毎年実施しているもので、今年度も小金井市は参加した。多摩地区の教育委員会等が発行している郷土史関係の出版物を一堂に集めて、それを展示することにより、多くの人々に紹介し、希望者には有料頒布することで、普及を図ることを目的としている。今年度は1月19日・20日の2日間、例年と同様、立川市の女性総合センターアイムの1階で実施した。参加自治体は24市1町であった。来場者数

は、昨年度653名に対し、今年度は648名と若干減少した。本市の販売実績については、昨年度35冊、1万7,600円だったが、今年度は市制施行60周年記念事業で作成したクリアファイル4種類を新たに販売し、これが功を奏したかわからないが、結果、77冊、2万8,600円と昨年度より売上は増加した。1点目は郷土史フェアである。

もう1点、続けて口頭にて報告させていただく。去る2月2日、土曜日に、明治（東京）150年市制施行60周年事業として、「古絵図でたどる小金井の幕末明治」と銘打った記念講演会を開催したので、同じく口頭にて報告させていただく。地域に残る明治期の貴重な大判村絵図である小金井村絵図1部、貫井村絵図2部を今年度修復して、その完成したもののレプリカを用いて、村絵図から読み取れる当時の小金井村民の姿についての講演会を実施したものである。講師として、幕末明治期については小金井市史編さん委員の太田和子先生、そして明治期についてを同じく小金井市史編さん委員近代部会長の牛米努先生にご講演いただいた。宮地楽器小ホールで開催したが、当日は約100名の来場者であった。当日は大判村絵図のレプリカを展示しての講演会であり、途中の休憩中では、参加された方々の多くが村絵図近くに集まり、熱心に見入った光景が印象的であり、盛況のうちに記念講演会が終了したことを報告する。

以上2点である。

大熊教育長

よろしいか。

それでは、報告事項10、今後の日程について事務局より報告願う。

中島庶務係長

教育委員会の今後の日程について報告する。

まず、中学校卒業式が、3月20日、水曜日、各中学校で執り行われる。全委員のご出席をお願いする。

続いて、小学校卒業式が、3月25日、月曜日、各小学校で執り行われる。全委員のご出席をお願いする。

続いて、平成31年第3回教育委員会定例会を、3月28日、木曜日、午後1時30分から801会議室で開催する。全委員のご出席をお願いする。

続いて、同日午後4時から、こちら、誤字があるので、訂正申し

上げる。平成30年度第2回総合教育会議を801会議室で開催する。全委員のご出席をお願いする。

続いて、退職校長・副校長の市長への挨拶が、3月29日、金曜日午後にある。詳細は別途、担当からご案内させていただくので、ご出席のほうをよろしく願います。

続いて、新補・転補校長・副校長の辞令伝達式及び市長への挨拶が、4月1日、月曜日午後にある。こちらも詳細は別途、担当からご案内させていただくので、ご出席のほうよろしく願います。

続いて、小学校入学式が、4月8日、月曜日、各小学校で執り行われる。全委員のご出席をお願いする。

続いて、中学校入学式が、4月9日、火曜日、各中学校で執り行われる。全委員のご出席をお願いする。

続いて、平成31年第4回教育委員会定例会を、4月16日、火曜日、午後1時30分から801会議室で開催する。全委員のご出席をお願いする。

今後の日程は以上となる。

三浦庶務課長 資料に誤植があった。申しわけない。今後の日程、上から4段目、平成31年度第2回総合教育会議とあるが、こちらは平成30年度の誤りである。また、一番最後の行、平成30年第4回教育委員会とあるが、こちらは平成31年の間違いである。謹んでおわび申し上げる。今後、このようなことがないように努めていくので、ご配慮方よろしく願います。

以上である。

大熊教育長 以上で報告を終了する。よろしいか。

これから日程第4を議題とするところであるが、本件は人事に関する議案であり、小金井市教育委員会会議規則第10条第1項に規定する事件に該当するため、非公開の会議が相当と判断する。委員の皆様、ご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 全員異議なしと認め、秘密会を開催する。

準備のため、休憩する。

傍聴人におかれては、席を外していただくことになるので、よろしく願います。

休憩 午後 3 時 1 2 分

再開 午後 3 時 2 0 分

大熊教育長 再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。これをもって平成 3 0 年第 7 回教育委員会定例会を閉会する。

閉会 午後 3 時 2 1 分